

おうちで**相**続相談

ご相談の説明資料 | 相続ヒアリングシート



🏠 司法書士法人C-firstのご紹介

大阪・岸和田で相続、生前対策のご相談は私たちにお任せください！

私たちは、大阪市・岸和田市に密着し、相続手続や相続税申告でお悩みの方、将来の相続対策として遺言書作成や生前贈与、家族信託をお考えの方のためのご相談を受け付けております。相続・家族信託のご相談件数2800件を超え、経験豊富な専門家が在籍しておりますので、ぜひお気軽にご相談ください。



代表 山内 浩



2019.9一般顧客向け 終活セミナー

相続専門サイト

シーファースト 相続

検索

家族信託専門サイト

大阪家族信託相談窓口

検索

事務所	司法書士法人C-first
代表者名	山内 浩
住所	<p>岸和田事務所 〒596-0823 岸和田市下松町5058番地 MM88ビル1階</p> <p>大阪事務所 〒550-0014 大阪市西区北堀江1丁目3番17号 HORIE HILLS 603号</p>
電話番号 /FAX	<p>フリーダイヤル：0120-079-077</p> <p>岸和田事務所：072-439-1717 / 072-432-1423 大阪事務所：06-6534-1718 / 06-6534-1719</p>
営業時間	平日9：00～19：00 (営業時間外・土曜日等の対応も可能です。)

🏠 私たちがご相談に対応いたします！



司法書士・家族信託専門士

山内 浩

お客様第一主義のもと、お客様に100パーセント満足していただけますよう努力いたしますので、お気軽にご連絡ください。



司法書士・行政書士

細井 尚

前職は弁護士事務所に10年以上勤務していましたので、裁判手続が得意です。常にお客様のニーズにお応えできるよう、努めて参ります。お気軽にご相談下さい！



司法書士

橋本 徹

家に帰れば3児のパパであり、子供と妻の笑顔のため日々奮闘中ですが、事務所では相談に来られたお客様の笑顔のため全力でサポートさせていただきますので、お気軽にご相談ください。



司法書士

山崎 聡

街の法律家として、敷居の低い法律家を目指しておりますので、日常の些細なことでもお困りごとがありましたら、お気軽にご相談下さい。

🏠 「おうちで相続相談」について

ご自宅から出る必要はありません！

- ☑ お電話、タブレット、パソコンからお選びいただき、**簡単**にご利用いただけます。
- ☑ コロナウィルス感染リスクのある**外出を控えたい**、**役所や金融機関など「三密」が発生しやすい場所にいくのを避けたい**、といった皆様にご利用いただいています。
- ☑ **お仕事でお忙しい**、**遠方にお住まい**で事務所までお越しになるのが難しいといった皆様にもご活用いただいています。

※公正証書遺言の作成などは、「公証役場」でのお手続きが一部必要となります。

2回目のご相談も無料です！

- ☑ 追加で聞きたいことがある、お時間内に終わらなかったといった際にご利用ください。
- ☑ 有効期限内でしたら、ご自由にお使いいただけます。

おうちで相続相談
ご利用特典

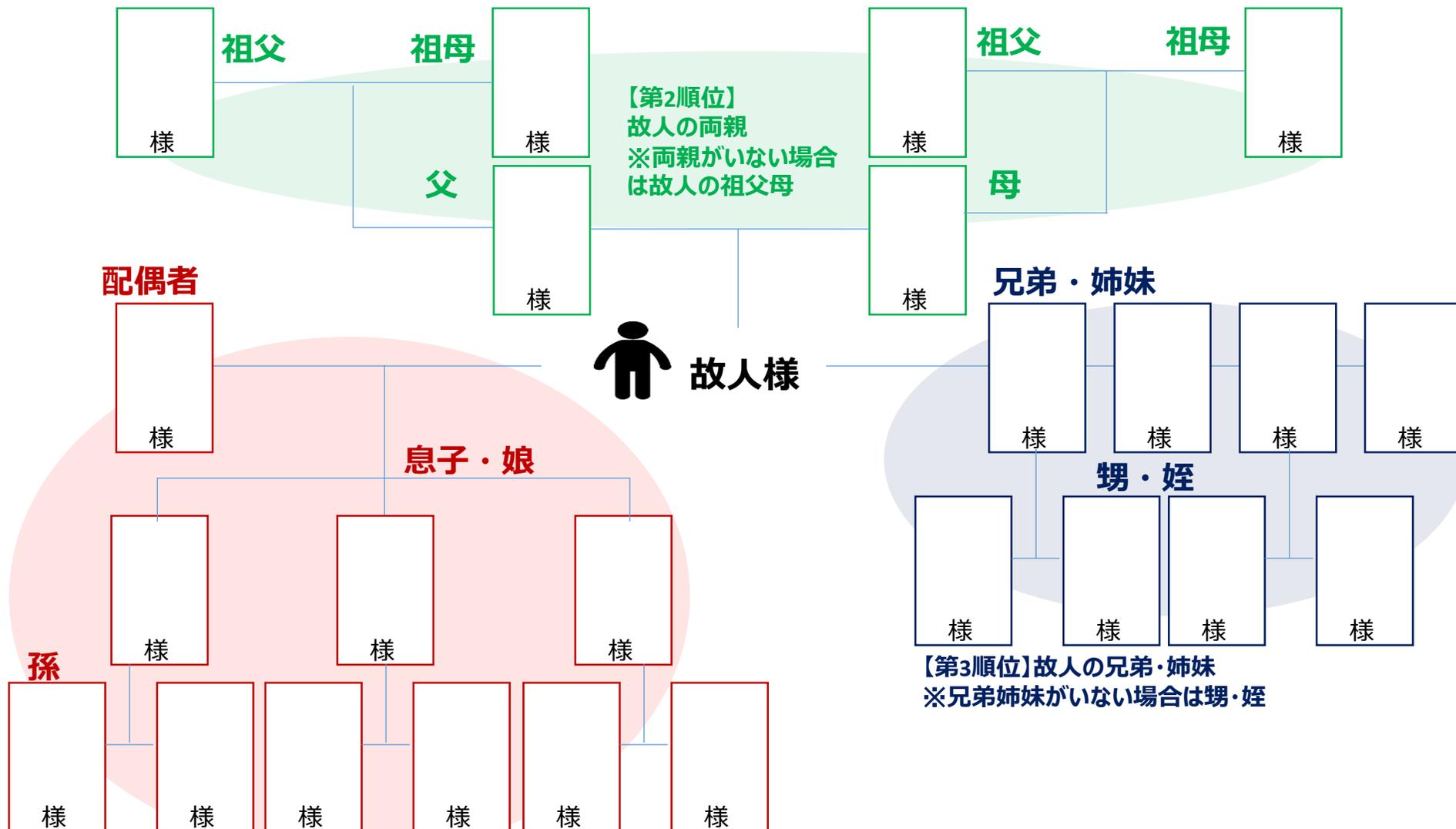
2回目ご相談無料チケット

 **0120-079-077**

司法書士法人C-first

有効期限 | 2020年12月31日

🏠 相続関係図



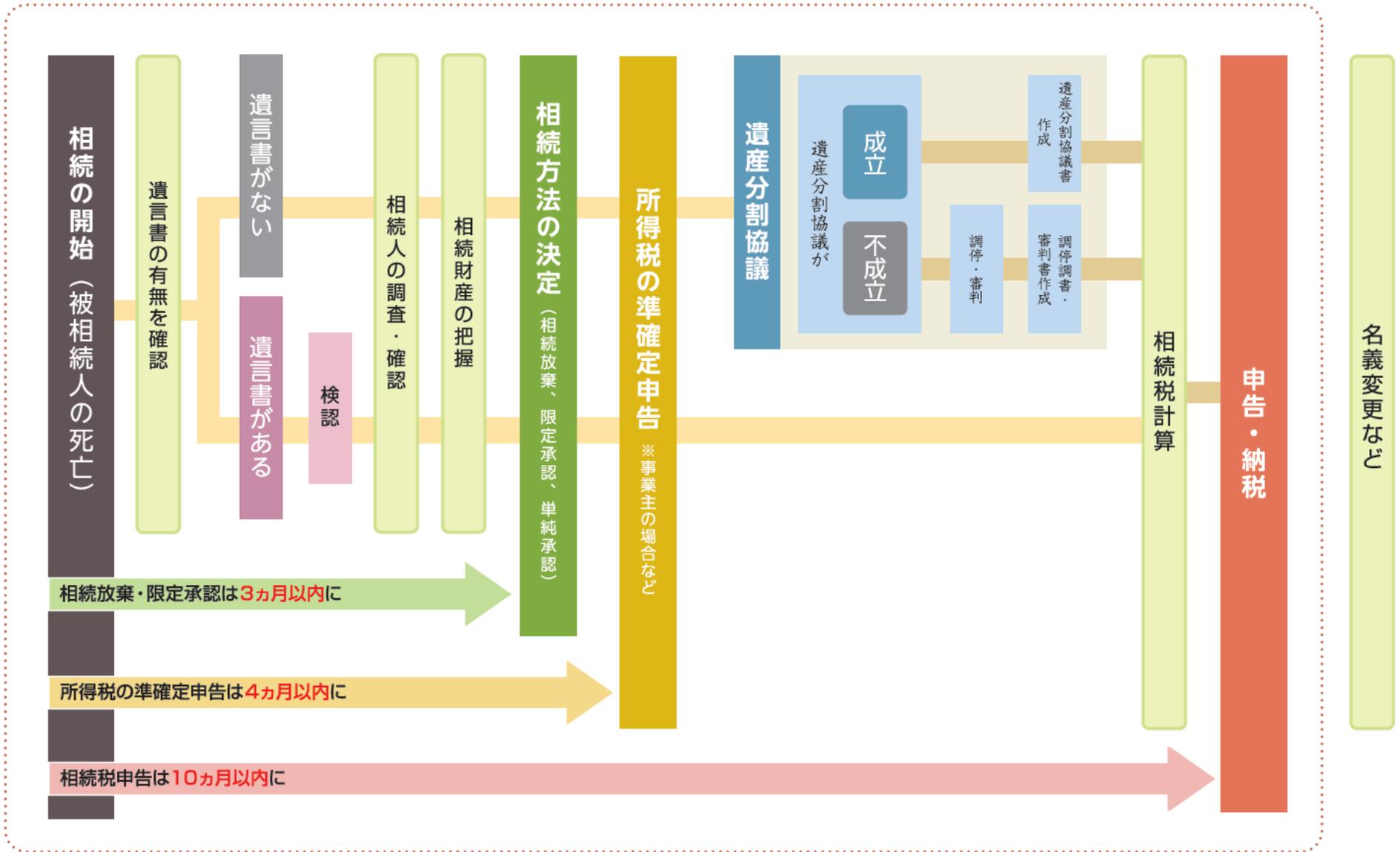
【第1順位】配偶者および故人の子供
※子供がいない場合は故人の孫

【第3順位】故人の兄弟・姉妹
※兄弟姉妹がいない場合は甥・姪

財産チェックリスト

財産の分類	財産の例	名称	おおよその金額
預貯金・現金	普通預金 (ATM利用できる口座) 定期預金・定額預金など		
その他の金融資産	株式・投資信託 生命保険・損害保険 など		
土地・不動産	持ち家 (固定資産税評価額) 家の土地 (路線価×m ²) 不動産事業など		
その他の財産	自動車、骨とう品、 宝石など		
マイナスの財産	借金など		

🏠 相続の流れ



相続手続きの種類

基本手続

<input type="checkbox"/> 死亡届	市区町村役場 (7日以内)
<input type="checkbox"/> 死体火葬 (埋葬)許可交付申請	市区町村役場 (7日以内)
<input type="checkbox"/> 世帯主変更届	市区町村役場 (14日以内)
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当認定請求	市区町村役場 (世帯主変更届と同時)
<input type="checkbox"/> 児童手当・児童扶養手当の異動届	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 復氏届	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 姻族関係終了届	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 子の氏変更許可申請	家庭裁判所
<input type="checkbox"/> 改葬許可申請	旧墓地の市区町村役場
<input type="checkbox"/> 国民健康保険の資格喪失届	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 国民年金の死亡届	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 年金受給権者死亡届	年金事務所
<input type="checkbox"/> 介護保険証の返還	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 敬老優待乗車証の返還	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 死亡退職届	勤務先
<input type="checkbox"/> 最終給与	勤務先
<input type="checkbox"/> 身分証明書の返還	勤務先
<input type="checkbox"/> 健康保険証の返還	勤務先

相続手続きの種類

もらう 手続

<input type="checkbox"/> 生命保険・医療保険	保険会社
<input type="checkbox"/> 簡易保険	郵便局
<input type="checkbox"/> 団体弔慰金	互助会・協会・サークル
<input type="checkbox"/> 死亡退職金	勤務先
<input type="checkbox"/> 葬祭費、葬祭給付 (国民健康保険)	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 埋葬料、埋葬費、家族埋葬料 (健康保険)	全国健康保険協会・健康保険組合
<input type="checkbox"/> 埋葬料、家族埋葬料 (共済)	共済組合
<input type="checkbox"/> 葬祭料、葬祭給付	労働基準監督署
<input type="checkbox"/> 遺族基礎年金 (国民年金)	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 遺族厚生年金 (厚生年金)	年金事務所
<input type="checkbox"/> 遺族共済年金 (共済年金)	共済組合
<input type="checkbox"/> 遺族 (補償) 年金・一時金	労働基準監督署
<input type="checkbox"/> 寡婦年金 (国民年金)	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 死亡一時金 (国民年金)	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 高額療養費 (国民健康保険)	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 高額療養費 (健康保険)	全国健康保険協会・健康保険組合
<input type="checkbox"/> 高額療養費 (共済)	共済組合

相続手続きの種類

引き継ぐ手続

<input type="checkbox"/> 借地契約	貸主
<input type="checkbox"/> 賃貸住宅	管理会社・貸主
<input type="checkbox"/> 公営住宅	公営管理団体
<input type="checkbox"/> 火災保険等	損害保険会社
<input type="checkbox"/> 預金・貯金	金融機関・法務局
<input type="checkbox"/> 出資金	信用金庫・農協等
<input type="checkbox"/> 株	証券会社・証券代行
<input type="checkbox"/> 自動車	陸運局
<input type="checkbox"/> 自動車保険	損害保険会社
<input type="checkbox"/> 保証金	保証金の預け先
<input type="checkbox"/> 貸付金	貸付先
<input type="checkbox"/> 電話加入権	電話会社
<input type="checkbox"/> 水道光熱費	電力会社・ガス会社・水道局
<input type="checkbox"/> 会員権	ゴルフ・リゾートクラブ
<input type="checkbox"/> 事業の許認可	管轄官庁
<input type="checkbox"/> 著作権	各著作権協会
<input type="checkbox"/> 借金 (住宅ローン、クレジット)	金融機関・法務局・ローン会社
<input type="checkbox"/> 保証人の地位	債権者
<input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税等	市区町村役場

🏠 相続手続きの種類

やめる 手続	<input type="checkbox"/> クレジットカード	クレジット会社
	<input type="checkbox"/> 会員証	デパート・フィットネスクラブ・JAF・老人会など
	<input type="checkbox"/> リース・レンタル	リース会社・レンタル会社
	<input type="checkbox"/> 金融取引 (預貯金)	金融機関・法務局
	<input type="checkbox"/> 証券取引 (株式・投資信託)	証券会社
法律上の 手続	<input type="checkbox"/> 相続人の確定 (相続関係説明図の作成)	市区町村役場
	<input type="checkbox"/> 遺産の調査 (遺産目録の作成)	引き継ぐ手続先全て
	<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書の作成	相続人
	<input type="checkbox"/> 特別代理人選任の申立 (相続人が未成年の場合)	家庭裁判所
	<input type="checkbox"/> 遺言書の検認 (自筆遺言書の場合)	家庭裁判所
	<input type="checkbox"/> 遺言執行者選任の申立 (遺贈の場合)	家庭裁判所
	<input type="checkbox"/> 相続放棄の申述	家庭裁判所
	<input type="checkbox"/> 限定承認の申述	家庭裁判所
	<input type="checkbox"/> 不動産の名義変更登記 (相続登記)	法務局 (司法書士)
	<input type="checkbox"/> 会社役員の死亡登記	法務局 (司法書士)
	<input type="checkbox"/> 住宅ローンの引受け	金融機関・法務局、法務局
	<input type="checkbox"/> 根抵当権の引受け (事業用資金の借入がある場合)	金融機関・法務局、法務局
	<input type="checkbox"/> 借金の整理	債権者 (司法書士・弁護士)

相続手続きの種類

法律上の 手続

<input type="checkbox"/> 遺留分減殺請求	相続人
<input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告(被相続人)	税務署(税理士)
<input type="checkbox"/> 所得税の確定申告(相続人)	税務署(税理士)
<input type="checkbox"/> 消費税の届出書	税務署(税理士)
<input type="checkbox"/> 相続税の申告	税務署(税理士)
<input type="checkbox"/> 年金の手続	市区町村役場・年金事務所
<input type="checkbox"/> 健康保険の手続	市区町村役場・年金事務所
<input type="checkbox"/> 事業の許認可(農業、建設業、酒・たばこの販売等)	管轄官庁
<input type="checkbox"/> 特許権	特許庁(弁理士)

相続に関する必要書類リスト

<input checked="" type="checkbox"/>	預貯金に関する書類	必要部数
<input type="checkbox"/>	被相続人様の戸籍謄本（出生～お亡くなりまで）	各1部
<input type="checkbox"/>	相続人様の戸籍謄本	全員分各1部
<input type="checkbox"/>	相続人様の印鑑証明書（6ヶ月以内）	全員分各1部
<input type="checkbox"/>	対象口座の通帳原本	各1部
<input type="checkbox"/>	死亡届のコピー	1部
<input type="checkbox"/>	遺言書	1部
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書	1部
<input type="checkbox"/>	相続開始日時点の預金残高証明書	1部
<input type="checkbox"/>	相続開始日時点の既経過利息計算書	1部
<input type="checkbox"/>	過去5年分の通帳	1部
<input type="checkbox"/>	定期預金の証書	1部
<input type="checkbox"/>	手元現金の残高がわかるメモ等	1部

相続に関する必要書類リスト

<input checked="" type="checkbox"/>	不動産に関する書類（1）	必要部数
<input type="checkbox"/>	固定資産税の課税明細書 または 固定資産評価証明書	各1部
<input type="checkbox"/>	被相続人様の戸籍謄本（出生～お亡くなりまで）	各1部
<input type="checkbox"/>	被相続人様の住民票（除票）または戸籍の附表	1部
<input type="checkbox"/>	相続人様の戸籍謄本	全員分各1部
<input type="checkbox"/>	不動産を相続する方の住民票	全員分各1部
<input type="checkbox"/>	不動産の権利書	1部
<input type="checkbox"/>	相続人様の印鑑証明書	全員分各1部
<input type="checkbox"/>	死亡届のコピー	1部
<input type="checkbox"/>	相続関係説明図	1部
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書（※遺言書を使用する場合は不要）	1部
<input type="checkbox"/>	登記簿謄本（全部事項証明書）	1部
<input type="checkbox"/>	地籍測量図及び公図の写し	1部

相続に関する必要書類リスト

☑	相続税申告の必要書類リスト	必要部数
<input type="checkbox"/>	被相続人様の戸籍謄本（出生～お亡くなりまで）	各1部
<input type="checkbox"/>	被相続人の住民票の除票	1部
<input type="checkbox"/>	相続人全員の戸籍謄本	各1部
<input type="checkbox"/>	相続人全員の住民票	各1部
<input type="checkbox"/>	相続人全員の印鑑証明	各1部

相続に関する必要書類リスト

<input checked="" type="checkbox"/>	債務関係の必要書類リスト	必要部数
<input type="checkbox"/>	金融機関の借入金の残高証明書	1部
<input type="checkbox"/>	金銭消費貸借契約書のコピー	1部
<input type="checkbox"/>	納税通知書や納付書	1部
<input type="checkbox"/>	クレジットカード等の各種請求書（未払い金）	1部
<input checked="" type="checkbox"/>	葬儀関係の必要書類リスト	必要部数
<input type="checkbox"/>	葬式費用の請求書と領収書	1部
<input type="checkbox"/>	お布施の金額がわかるメモ等	1部

面談備忘録

※よろしければお使い下さい。

ご面談日時	月 日 () : ~ :
ご相談者様	
担当者	
次回ご連絡日程	月 日 () お電話・メール・郵便
次回面談日程	月 日 () 場所:

今後のスケジュールおよび実施事項

-
-
-
-
-
-
-
-

次回までのやることリスト

【 様のやることリスト】

-
-
-
-
-
-

【当事務所のやることリスト】

-
-
-
-
-
-

🏠 テレビ電話（オンライン相談室）について

コロナウイルスによる外出自粛に完全対応！

- ☑ 事務所・役所等に出かけなくてOK！
- ☑ 担当スタッフの表情が見えます！
- ☑ 資料を見ながら説明が受けられます！
- ☑ すぐに家族と相談が可能です！
- ☑ 全国どこからでも面談ができます！

パソコン・スマートフォン・
タブレットがあればOK

テレビ電話のご利用方法

お手元で「ミートイン」と検索し右のページに入ります

事務所がお伝えした相談室の番号をいれます

テレビ電話がスタートします



当事務所のサポート内容

※サービス・料金については概要・概算です



サポート内容一覧

相続手続き丸ごとサポート

相続登記

相続放棄

遺言（遺言作成・遺言コンサルティング）

家族信託サポート

🏠 相続手続き丸ごとサポート

～相続手続き丸ごとサポートとは～

司法書士概算管理（遺産整理業務受任者）として煩雑な手続きをすべて一括でお引き受けするサービスです。

相続人調査(戸籍調査) や遺産分割指示書の作成、預金口座不動産の名義など、あらゆる手続きをまとめて代行いたします。

相続手続き丸ごとサポートの流れとサービス内容



① 相続人の調査・確定

(戸籍収集・相続関係説明図の作成)

② 相続財産の調査・財産目録の作成

③ 遺産分割協議・遺産分割協議書の作成

必要に応じて司法書士が公平な第三者の立場で遺産分割のアドバイスを行います。話し合いがまとまれば当事務所にて遺産分割協議書の作成を行います。

④ 預貯金の名義変更・払い戻し

⑤ 不動産の名義変更

⑥ 証券・その他資産の名義変更

⑦ 相続財産の活用

(不動産の売却・運用) のサポート

相続した不動産を売却・処分される場合は信頼できる不動産会社をご紹介します。

また不動産会社を紹介するだけでなく、その契約内容についても法律の専門家としてアドバイスいたします。

🏠 相続手続き丸ごとサポート

料金

当事務所では**15万円**からサービスをご利用できます。
また、遺産分割協議書の作成や不動産の名義変更などの司法書士が行う業務も料金の範囲内で対応いたします。

相続財産の価額	報酬額
200万円以下	15万円 + 消費税
500万円以下	25万円 + 消費税
500万円を超え5000万円以下	(価額の1.2% + 14万円) + 消費税
5000万円を超え1億円以下	(価額の1.0% + 24万円) + 消費税
1億円を超え3億円以下	(価額の0.7% + 54万円) + 消費税
3億円以上	(価額の0.4% + 144万円) + 消費税

※200万円以下15万円の費用でご依頼場合、預金口座の数3行以上は1行につき+3万円になります。

※戸籍謄本・登記事項証明書・固定資産評価証明書等の各種証明書の発行手数料は別途実費をいただきます。

※当事務所の報酬とは別に不動産登記の登録免許税がかかります。

※相続税の申告が必要な場合の税理士報酬等の諸費用は別途ご負担いただきます。

※弁護士、土地家屋調査士など各種専門家を手配した場合は、それぞれの報酬が別途発生します

※2時間を超える出張が必要な場合は、出張費用として2時間2万円、以降1時間毎に1万円加算させていただきます。

※相続人が5名様以上の場合は、5名様以降1名様につき5万円を加算させていただきます。

🏠 金融機関(信託銀行)との比較

例) 遺産総額が5,000万円の遺産整理業務における総額費用

一般的な銀行の業務と費用体系

遺産整理業務 130万
相続登記業務 20万
相続税申告業務 50万

費用合計：**200万円**

当事務所の業務と費用体系

同じ業務内容で 約80万円の差額！
遺産整理業務 ※相続登記業務を含む 70万
相続税申告業務 50万

費用合計：**120万円**

当事務所に依頼いただいた場合、業務内容は変わらないのに、
不要な費用が掛からず、断然リーズナブルになります！

相続登記

～相続登記とは～

相続財産である土地や建物の名義を変更する手続きです。この手続きを怠ると、その土地や財産の所有権を主張することができません。

戸籍謄本等の書類をすべて集めるのは相当な労力が必要なうえに少しでも不備があるともう一度やり直す必要がでてきます。

当事務所ではお客様のご要望に応じて3つのプランをご用意しています。

相続登記
かんたんコース

相続登記
おまかせコース

相続税
申告後コース

何から始めてよいのかわからない方から不動産名義変更に必要な手続きをすべて任せたい方まで幅広く対応しております。

	相続登記かんたん コース	相続登記おまかせ コース	相続税申告後 コース
合計金額	55,000円	73,000円	60,000円

相続登記

サービス内容

	相続登記 かんたんコース	相続登記 おまかせコース	相続税 申告後コース
無料相談	何度でも	何度でも	何度でも
相続人調査(戸籍の収集)	×	○ ※1	○ ※1
収集した戸籍のチェック業務	○ ※2	○	○
相続関係説明図(家系図)の作成	○	○	○
不動産調査	×	○ ※3	×
遺産分割協議書の作成	×	○	×
相続登記申請 ※4	○	○	○
不動産以外(預金・株式等)の相続手続き	×	×	×

※1 5通まで 6～10通までは+10,000円のサポート料金を頂きます。

※2 5通まで 6～10通までは+10,000円のサポート料金を頂きます。戸籍謄本等の不足分は、1通2,000円で当事務所で取得することも可能です。

※3 1市町村まで。1市町村増えるごとに+3,000円のサポート料金を頂きます。

※4 1名義人1管轄4筆まで 1名義人または1管轄増えるごとに+30,000円、1筆増えるごとに+1,000円のサポート料金を頂きます。

【その他必要となる費用】

①登録免許税(法務局に支払う名義変更に必要な税金です。)不動産評価額×0.4%

※市役所から届く「納税通知書」をお持ち頂ければ当事務所で試算することが可能です。

②戸籍等を収集する場合、実費(例)450円・750円)は頂戴致します。

🏠 相続放棄

～相続放棄とは～

被相続人（お亡くなりになられた方）の財産について、
「相続しない」 という意思を明確にする手続きです。

相続放棄した場合は、借金等のマイナスの財産は当然のことながら、不動産や預貯金、有価証券といったプラスの財産がある場合、それらも含め**全て**相続する事が出来なくなります。

～サポート料金～

	ライトプラン	ベーシックプラン	フルプラン
金額	15,000円	40,000円	50,000円

相続放棄

～サポート内容～

項目	ライトプラン	ベーシックプラン	フルプラン
相続放棄徹底診断	○	○	○
戸籍収集	×	○	○
相続放棄申述書作成	○	○	○
書類提出代行	×	○	○
照会書への回答作成支援	×	○	○
受理証明書の取り寄せ	×	×	○
債権者への通知サービス ※受理前後問わず	×	×	○
ご親戚への「まごころ」通知サービス	○	○	○

※料金は、相続放棄1名様あたりの額となります。

※相続放棄をする方が3名以上の場合、割引をさせていただきます。

※3ヶ月超えについては、1件70,000円（サポート内容は、上記フルプランの内容と同様です。）

～遺言作成サポートとは～

遺言を残すことで、相続人の手間が省け、相続人同士のトラブルも防ぐことができます。大切なご家族のためにも、遺言を作成しましょう。

遺言執行は専門家へ！

遺言執行者は義務や責任が大きく、一般の方には大きな負担になります。

遺言執行者に専門家を指定することのメリット

1. 遺言の内容を確実に実現できる
2. 相続手続きがスムーズに進行する
3. 相続手続きに協力しない相続人が出ても手続きを進行できる

遺言書作成料金		遺言執行料金	
遺言書作成（自筆証書）※1	30,000円～	遺言執行	遺産評価総額の1%～
遺言書作成（公正証書）※1※2	40,000円～		
証人立会い	10,000円／名		
遺言お預かりサービス(年1回の安否確認含む)		10,000円／10年	

※1 財産3,000万円の場合 3,000万円を超える場合は1,000万円毎に10,000円が加算されます。

※2 公正証書遺言の場合、当事務所の報酬と別に公証役場の手数料が必要になります。

遺言コンサルティングサポートとは、お客様の現状や希望を確認し、遺言内容のアドバイスや提案、実際の作成手続きも実施するサポートです。

具体的なサポート内容	相続財産の価額	報酬額
① 相談者の現状や希望、目的の確認	2000万円未満	150,000円+税
② 財産調査 (路線価格の平米単価又は倍率の確認、不動産取得税・登録免許税の算出、不動産評価証明書と登記事項証明書の取得)	2,000万円～ 4,000万円未満	200,000円+税
③ 各種生前対策の検討 (検討した上で「遺言」が最適な場合に実施)	4,000万円～ 6,000万円未満	250,000円+税
④ 遺言内容のアドバイスや提案	6,000万円～ 8,000万円未満	300,000円+税
⑤ 相談者が希望する手続きに関連する注意点や手法などを資料化して提案 (企画書にて提示)	8,000万円～ 1億円未満	350,000円+税
⑥ 予備的遺言や付言事項を確認		
⑦ 遺言作成に必要な手間を全て代行		
⑧ 遺言書の作成	1億円～	要見積もり

※ 公正証書遺言を作成する場合、当事務所の報酬と別に公証役場の手数料が必要になります。

※ 急を要する場合、通常の業務に優先して業務を行う必要がある場合は、報酬が一定割合加算されます。

🏠 家族信託サポート

～家族信託サポートとは～

認知症による財産凍結の防止や、遺言より柔軟な相続の実現など、今話題の認知症リスク、相続リスク対策の仕組みです。

- 最近、物忘れが多くなってしまった家族がいて、「認知症」について不安がある...
 - 自分が「認知症」になってしまう前に、相続対策をしっかりと準備したい...
- 上記のようなことでお悩みのお客様はまずは一度当事務所にご相談ください。

家族信託制度の流れと当事務所のサポート内容

① 家族信託の設計（認知症発生前の事前対策）	⑥ 公証役場手続き対応
② 推定相続人の調査・必要書類の収集	⑦ 税務署申告手続き対応
③ 相続税シミュレーション（相続税診断）	⑧ 不動産の信託登記
④ ご家族との調整	⑨ 信託口座開設
⑤ 信託契約書作成	⑩ 信託契約後のサポート

🏠 家族信託サポート

～サポート料金～

家族信託提案サポート費用

5万円

サービス内容	信託財産の評価額	報酬額
家族信託設計 コンサルティング費用	1億円以下の部分	1%（最低額30万円）
	1億円～3億円以下の部分	0.5%
	3億円～5億円以下の部分	0.3%
	5億円～10億円以下の部分	0.2%
	10億円～の部分	0.1%

※家族信託のご提案から実行までのコンサルティング費用になります。（上記「家族信託提案サポート費用」は含まれています。）

【その他必要となる費用】

- (1) 信託契約書を公正証書にする場合、公証役場費用（信託財産の評価額による）
- (2) 信託財産に不動産がある場合の登記費用（司法書士費用 10万円～ 及び登録免許税※）
※固定資産評価額の1000分の4（但し、土地の場合は1000分の3）